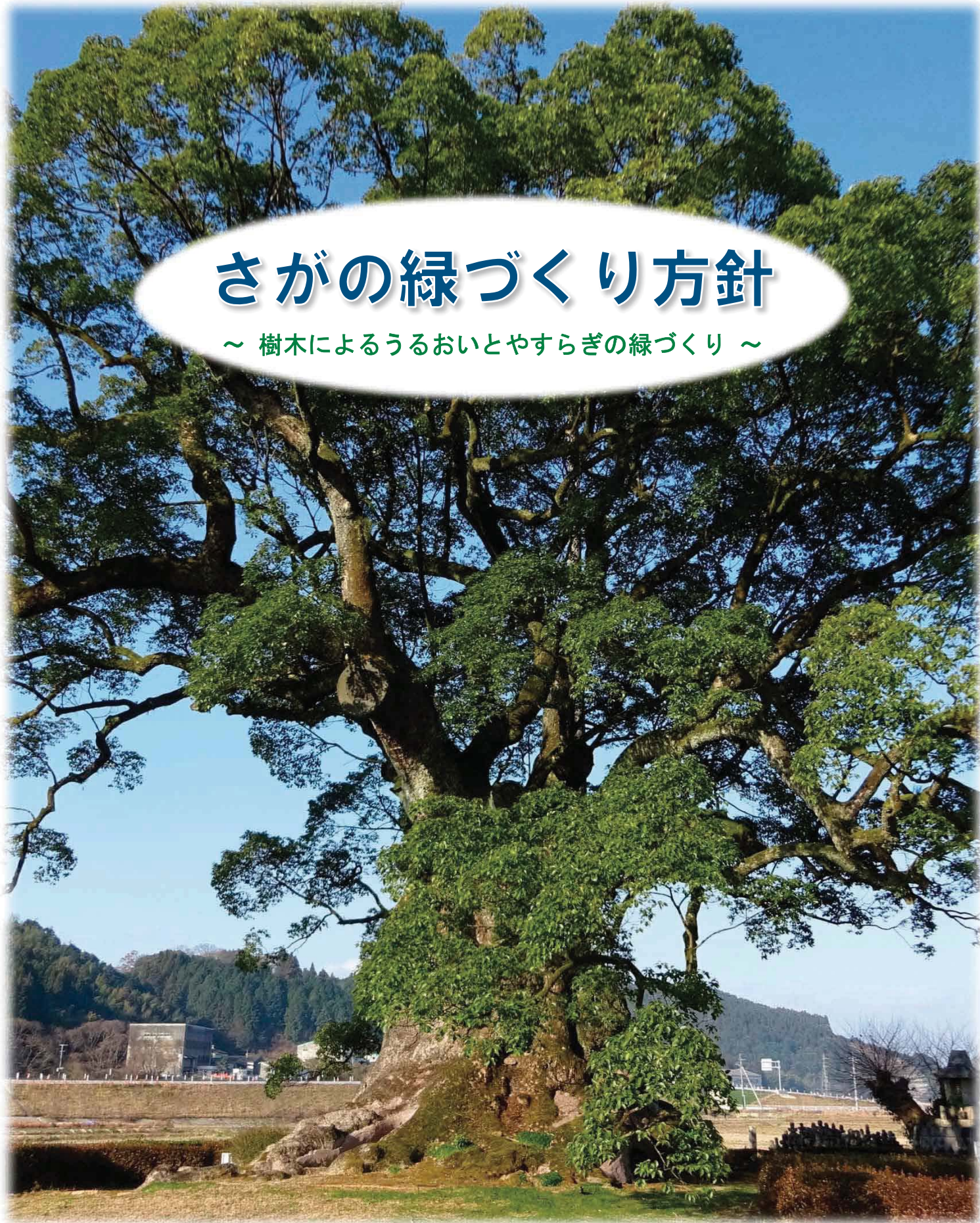


さかの緑づくり方針

～ 樹木によるうるおいとやすらぎの緑づくり ～



国指定天然記念物「川古の大クス」
(全国巨樹・巨木ランキング 第5位)



佐賀県緑化推進キャラクター
「クスリン」

平成29年3月
佐賀県

目 次

1 はじめに		(2) 緑の保全	P27
(1) 目的	P1	①貴重な緑の保全	P27
(2) 緑の意義	P2	②樹木の維持管理	P28
(3) 対象地	P3	③身近な緑の活用	P29
(4) 緑の現状と課題	P4	④防災機能の確保	P29
		⑤生物多様性の保全	P30
2 基本理念と基本方向		(3) 人づくり	P31
(1) 基本理念	P5	①活動の場・参加機会の提供	P31
(2) 基本方向	P5	②県民協働による緑づくりの推進	P32
		③情報の発信・支援	P33
3 目標年次と基本目標		④各種コンクール・表彰の実施	P34
(1) 目標年次	P6	⑤緑の募金運動の推進	P34
(2) 基本目標	P6	⑥緑の学習の推進	P35
4 基本方向の具体的内容		5 方針の実現に向けて	
(1) 緑づくり	P7	(1) 推進体制	P36
①都市公園・農村公園の緑化	P7	①組織同士の連携	P36
②街路・道路の緑化	P9	②他の計画等との連携	P37
③住宅地の緑化	P11	【参考資料】	
④学校・保育施設等の緑化	P13	1 緑の県土づくり方針検討委員会	P38
⑤公共庁舎等の緑化	P15	2 平坦地緑化の推進に係る庁内	P40
⑥クリーク・ため池の緑化	P17	ワーキンググループ	
⑦河川の緑化	P19	3 「さかの樹」認証制度	P41
⑧海岸・港湾・漁港の緑化	P21	4 県木・市町の木	P43
⑨民間施設等の緑化	P23	【緑づくりに関する問合せ窓口】	P44
⑩医療施設・社会福祉施設の緑化	P25		

1 はじめに



(1) 目的

佐賀県は、県土の約45%を森林が占めており、一見、緑が多いように感じますが、住宅地や公園、農地、海岸など、私たちが生活している身近な平坦地に目を向けてみると、佐賀平野などの広大な農地などの自然はあるものの、樹木を中心とした緑は一部の地域に限られています。

県では、緑豊かで美しく快適な佐賀をめざして、県民の皆さんにうるおいとやすらぎを感じてもらえるような緑づくりを進めるため、平成18年度に「緑の県土づくり方針」を策定し、公共事業による緑化や住民による居住地周辺の緑化、民間企業による緑化などに取り組んできたところです。このような中、県民の方々の生活環境や平坦地の緑化に対するニーズも変化していることから、具体的に緑化を推進する対象地の設定、施策の方向性、緑化の目安などを明確にした新たな緑化推進方針として、「さかの緑づくり方針」を策定しました。



佐賀平野（佐賀市）



虹の松原（唐津市）



吉野ヶ里歴史公園（神崎市・吉野ヶ里町）

1 はじめに



(2) 緑の意義

緑は、人々の生活にうるおいとやすらぎを与え、快適な生活環境や景観を形成するとともに、地球温暖化の緩和や大気の浄化、生物多様性の保全、自然学習やレクリエーションの場の提供、防火・防潮・防風等の防災機能など、様々な役割を果たしており、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

このため、私たち一人一人が、緑の大切さを知り、緑を増やし、守り育てていく必要があります。



快適な生活環境や景観の形成



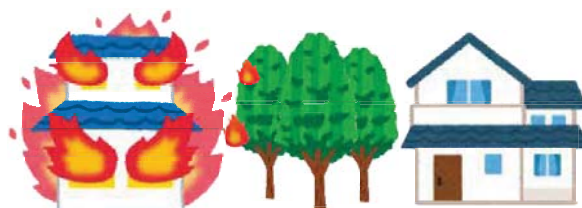
地球温暖化の緩和・大気の浄化



生物多様性の保全



レクリエーションの場の提供



防火・防潮・防風等の防災機能

※ 本方針において、「緑」とは、花や農作物や果樹等を除いた「樹木」を指すこととします。

1 はじめに



(3) 対象地

「さかの緑づくり方針」に基づき、緑づくりを進めていく対象地は、森林を除いたすべての平坦地としています。

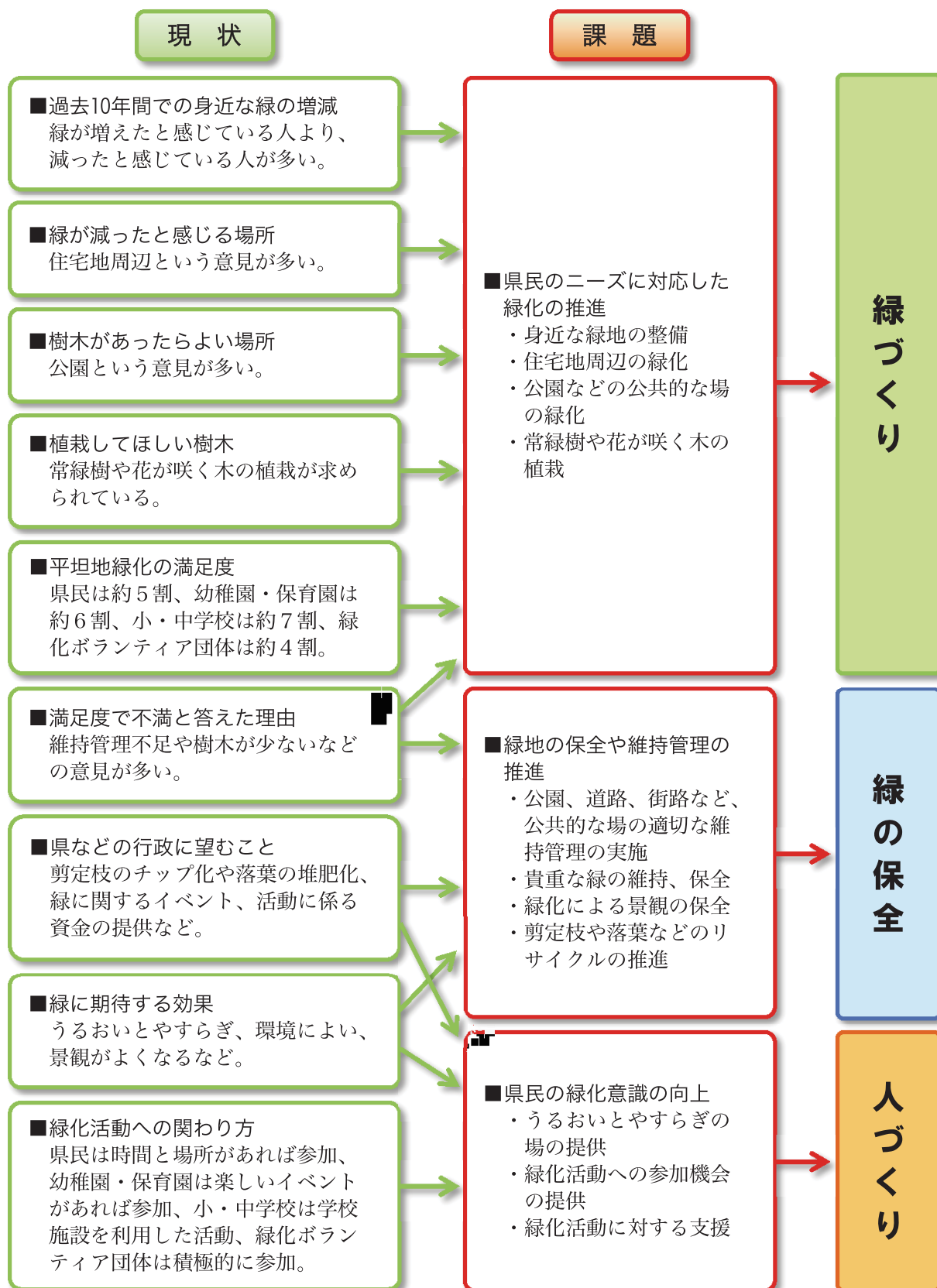
- 具体的に緑づくりを進めていく場所等
 - ・公園、広場、グラウンド
 - ・街路、道路
 - ・住宅地（集合住宅、公営住宅を含む）
 - ・学校、保育施設等
 - ・公共庁舎等
 - ・クリーク、ため池
 - ・河川
 - ・海岸、港湾、漁港
 - ・民間施設等（商業施設、事業所、工場など）
 - ・医療施設、社会福祉施設



1 はじめに



(4) 緑の現状と課題



※ 上記は、緑化に関する調査等のとりまとめ結果による。

2 基本理念と基本方向



(1) 基本理念

育てよう！佐賀らしい豊かな緑を！

うるおいとやすらぎのある快適な緑の環境をつくるためには、私たち一人一人が緑とのふれあいを通して、緑を守り育てることの大切さを理解し、佐賀らしい豊かな緑づくりを進めていく必要があります。また、平坦地の緑づくりでは、樹木を植栽することも重要ですが、植栽後の適切な維持管理を行うことで、緑を保全することが重要です。

このため、本方針では、従来の植栽の内容に加え、剪定や下刈などの維持管理に関する内容を拡充し、総合的な緑化方針とすることで、地域の景観に配慮した健全な緑づくりをめざします。

(2) 基本方向

本方針では、「育てよう！佐賀らしい豊かな緑を！」という基本理念のもと、地域の景観に配慮した緑化を行う「緑づくり」、県民協働による緑の保全・管理を行う「緑の保全」、緑づくりの普及・活動を推進する「人づくり」に取り組むことにより、平坦地の緑化の推進を図ります。



3 目標年次と基本目標



(1) 目標年次

本方針の目標年次は、平成29年度から平成38年度までの10年間を当面の目標とします。

(2) 基本目標

本方針では、公園、街路・道路、住宅地、学校・保育施設など、土地利用区分ごとの緑化目標を設定しており、平成18年度から平成27年度までの10年間の植栽本数を平均した1年間当たりの植栽本数を現況とし、平成29年度から平成38年度までの10年間の植栽本数を平均した1年間当たりの植栽本数を目標に設定して、目標達成に向けた緑づくりに取り組みます。

土地利用区分ごとの緑の割合 (植栽本数)

区 分	現況 (H18～H27の平均)	目標 (H29～H38の平均)	備 考
都市公園・農村公園、その他の公園等の緑化	9,731本/年	10,000本/年	公園関係
街路・道路の緑化	1,984本/年	2,000本/年	街路・道路関係
住宅地の緑化	1,612本/年	1,600本/年	公営住宅関係
学校・保育施設等の緑化	2,605本/年	2,800本/年	文教施設関係
公共庁舎等の緑化	1,701本/年	2,600本/年	庁舎等関係
クリーク・ため池・河川周辺の緑化	1,145本/年	400本/年	河川等水辺関係
海岸・港湾・漁港の緑化	2,098本/年	2,000本/年	海岸等関係
医療施設・社会福祉施設の緑化	487本/年	600本/年	厚生施設関係
合 計	21,363本/年	22,000本/年	

※植栽本数には、植替え等による植栽本数を含むものとする。